

令和8年度 東京都立目黒高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり。
- (2) いじめられた生徒を守り、生徒の取組を支える。
- (3) 学校一丸となって取り組む。
- (4) 社会総がかりで取り組む。

2 学校及び教職員の責務

東京都立目黒高等学校（以下「本校」という。）及び本校の教職員はいじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 所掌事項

- (ア) 未然防止
- (イ) 早期発見
- (ウ) 早期対応
- (エ) 重大事態への対処

ウ 会議

(ア) 原則としてスクールカウンセラーの出勤日に併せて実施する。

エ 委員構成

(ア) 校長、(イ) 副校長、(ウ) 生活指導主任、(エ) 学年主任、(オ) 養護教諭、(カ) スクールカ

ウンセラー、(キ)その他、校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題の複雑化・多様化に伴い、学校だけでは対応しきれない場合に備え、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立する。

イ 所掌事項

未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の支援

ウ 委員構成

校内メンバーに加え、PTA、警察職員、民生・児童委員、児童相談所職員等

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- 担任による積極的なコミュニケーションと信頼関係の構築。
- 「いじめ防止学習プログラム」を活用した授業の実施（年3回程度）。
- 生徒会による「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等の支援。

(2) 早期発見のための取組

- 生活意識調査（年2回）および「ふれあい月間」の実施。
- 第1学年におけるスクールカウンセラーの全員面接。
- 「いじめ目安箱」の設置や「学校いじめ相談メール」の運用。
- 教職員間での情報共有体制（記録ファイルやチェックシートの活用）の構築。

(3) 早期対応のための取組

- 学校いじめ対策委員会を核とした迅速な組織的対応。
- 被害生徒の安全確保と、スクールカウンセラーによる心のケア。
- 加害生徒への組織的・継続的な指導および保護者への助言。

(4) 重大事態への対処

- 間断ない見守り体制の構築と、家庭との緊密な連携。
- 警察への相談・通報、東京都教育委員会への速やかな報告。
- いじめ対策緊急保護者会の開催による説明責任の履行。

5 教職員研修計画

原則として各学期に1回、年3回以上実施する。東京都教育委員会作成のプログラム等を活用し、事例研究や演習を通じて対応力を高める。

6 保護者との連携及び啓発の推進

学校便りや保護者会を通じ、本方針への理解と協力を求める。スクールカウンセラーの紹介や個別相談の機会を設け、家庭と学校が一体となっていじめ防止に取り組む環境を整える。

7 地域及び関係機関等との連携

警察、児童相談所、医療機関等の専門機関と迅速に情報を共有し、法的な観点も含めた適切な対応を行うため、「いじめ等の問題解決支援チーム」等を積極的に活用する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

「いじめ総合対策チェックシート」を活用し、定期的に取り組状況を点検・評価する。学校評価に基づき、必要に応じて本方針の見直しを行う。